

話題提供② 原子力技術の社会的理解について原発裁判から考えること

大阪大学 堀池 寛 先生(当会顧問)

講演要旨

原子力が社会に理解され受け入れられるためには、社会的な理解を得る上での障害を克服する必要がある。障害の例は原発裁判での主張や判決から見て取られる。裁判所は原告と被告を法に則って裁く中立裁判官の三者の議論の場で、原子力工学を科学裁判所ではなく一般裁判所で裁くという法体系がある。代表的な総合工学である原子力工学の問題点の審査過程が、理学や法学等の学術専門家によって検証されている形とも言えるが、そこからは技術への考え方の違いをどう埋めていくのかと云う問題も散見される。幾つか事例を紹介して考えたい。

講師略歴

1949年奈良県生まれ。大阪大学工学部原子力工学科卒業、同大学院修士課程終了、同大学院博士課程単位取得退学、工学博士。日本原子力研究所、大阪大学助教授、大阪大学大学院教授、福井工業大学教授、を経て生産技術振興協会理事長、日本保全学会西日本支部長、元日本原子力学会会長。



講演概要

堀池 寛 先生は、自分は本来核融合炉技術の研究が専門だが、原子力反対派による訴訟の裁判のあり方に疑問を持ち、ここ数年来原子力学会の専門委員会で議論してきた経験から話題提供したいと前置きの後、講演された。その背景として原子力が社会に理解され受け入れられるためには、社会的理解を得る上での障害を克服する必要がある。その障害の例は原発裁判での原告の主張や裁判官による判決から見られる。そもそも裁判所は原告と被告を法に則って裁く中立裁判官の介在する三者の議論の場だが、原発裁判は原子力を科学裁判所ではなく一般裁判所で裁くものといえる。それは総合工学である原子力の問題点が、裁判の場で原子力工学の当事者とは異なる理学や法学等の学術専門家によって検証されるが、そこには技術への考え方の相違をどう埋めていくのかと云う問題があり、幾つかの事例紹介から以下に述べる問題点を提起された。

1. 法曹界には過去の公害問題で、公害企業相手の民事訴訟が果たしてきた役割を高く評価し、それを原発訴訟にも二重写しにする論調が強い。そして裁判では原告と被告の主張を調べ、裁判官が法律に従い自由心象に基づいて裁定する傾向があり、必ずしも双方の主張の「科学的な正確さ」を審査する訳ではない。
2. 最高裁の行政訴訟に対する「立証責任の転換」による審理方法をそのまま民事訴訟に対し当てはめた金沢地裁とその後の各裁判によって民事訴訟に形を変えた行政訴訟に化してしまった。ここで行政庁は許認可を下す側であり審査に関する全情報を有するが、事業者は許認可を受ける側であるので全ての審査情報を保有するわけではないことに留意すべきである。形を変えた行政審査となった民事訴訟では、行政審査を復習することになるが、その過程で審理内容の誤解、理解不足がおこるスキが生じ、差止判断につながることもある。
3. 一方、その行政審査を行った原子炉規制委員会は当該原発が安全であるとは言わないし、安全目標も設定しない。しかし民事訴訟では原告側は原発の安全性に欠陥があるので人格権が侵害されると主張する。この

結果裁判所は安全性についての判断を独自に下す羽目になり、ここに誤解や間違いがおきるスキが生じる懸念がでてくる。

4. 講演で紹介した判例は誤解や誤りに基づく判断であり、この様な判例を出すことは三権分立をボディブローの様に阻害していくものと懸念される。原発訴訟は公害裁判と基本構造が異なるから、民事訴訟でも規制委員会を裁判に参加させる方式、または原発の民事訴訟は全て行政訴訟に一本化する方式などでその難点を回避すべきでないか。